

書換ガイドラインの利用上の注意事項

本データは平成18年改正の商標法施行規則の別表（平成19年1月1日施行）に対応した商品及び役務の区分を基に編集されている。

書換前の指定商品の表示中、旧漢字が使用されていた部分は画面への表示の都合から現行の漢字又はひらがなに置き換えてある。

また、「書換ガイドライン」における明治32年法、明治42年法、大正10年法及び昭和34年法の各区分のガイドラインは、上記「書換登録を受けようとする指定商品の表示の取扱い」等を踏まえて作成したものであり、以下にその利用上の注意事項について示すこととする。

1. 書換ガイドラインの見方について

a. 書換ガイドラインの一覧表（以下「一覧表」という。）の「旧区分の商品」欄の商品は、明治・大正期の「商品ノ類別」及び昭和34年法の「省令別表」の掲載商品を基本としている。

「書換表示」欄には、「旧区分の商品」欄の商品に対応する「現行区分の類」、「商品」及び「類似群コード」を表示している。

「備考」欄のアスタリスク（*）は、注釈（包括概念表示による書換表示ができない理由等）が必要な場合に、その注釈を各類の末尾でまとめて付している。

b. 昭和34年法区分の一覧表については、各類の順に、大概念表示（政令別表表示）の一覧表と中概念以下の表示の一覧表の二種類のものから構成されており、いずれの一覧表の書換表示とするかは、商標権者が書換登録申請の際に選択することとなる。

c. 概念表示による書換が可能なものについては、一覧表の「書換表示」の欄にその概念表示のみを掲載することとし、その概念に属する個々の商品の掲載を省略している。

（例） 「薬剤」と「蚊取線香」の関係

（昭和34年法区分）

第1類：薬剤

（書換表示）

第1類：植物成長調整剤類

第5類：薬剤

[説明]

「蚊取線香」は、現行省令別表の第5類「薬剤」に属する商品として例示されていることから、一覧表の「書換表示」の欄への第5類「蚊取線香」の掲載を省略しても、第5類「薬剤」の書換表示に「蚊取線香」が含まれることとなる。

なお、この場合、第5類「蚊取線香、その他の薬剤」という書換表示も認められる。

d. 概念表示による書換ができないものについては、一覧表の「書換表示」欄にその概念に属する個々の商品を例示している。

e . 一覧表の「書換表示の区分」欄の類は番号順に配列している。

「書換表示の商品」欄の商品については、旧区分の1の商品に対して書換表示が複数の商品となる場合は、各商品の配列を五十音順とし、各商品間をカンマ(,)で区切っている。括弧書で複数の商品を除く場合は、各商品間を中黒(・)で区切っている。

また、書換表示の商品に材料や用途を特定する場合は、その材料や用途は商品の前部に表示し(例;金属製 ,事務用又は家庭用の)、さらに、材料や用途を同じくする商品が複数ある場合は、各商品間を中黒(・)で区切っている。

f . なお、書換表示の商品が同一類に属する複数の商品のいずれを指すのか不明となる場合(例えば、「硫黄」は第1類の「化学品(非金属元素)」と「非金属鉱物」に例示されている。)には、「硫黄(化学品)」、「硫黄(非金属鉱物)」のように、その商品がいずれの概念に属するかを明らかにするため括弧書を付した。

2 . 書換ガイドラインに掲載されていない商品の書換表示について

a . 一覧表の書換表示は基準的性格のものであるから、一覧表の書換表示以外の書換表示であっても、それが書換登録申請に係る商標権の指定商品の範囲内の適切な商品表示であれば、その書換表示による書換も認められることとなる。

b . 書換登録を受けようとする指定商品及び書換表示がガイドラインの一覧表に掲載されていない場合には、ガイドラインに掲載されている他に比較可能な商品、その商品に係る産業分野の資料及び、発明協会より発行(平成18年10月時点)されている特許庁商標課編の「商品類別集」、「商品移行関係対照表」、「商品及び役務区分解説」の資料等を総合勘案して書換後の区分及び書換表示を決定する。

なお、書換登録を受けようとする指定商品についての書換表示が適切でない場合には、補正命令等により、審査官が適切な書換表示を指示することとなる。